

○滋賀県自動車税証紙の売りさばき、収納計器の取扱い等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第70条第1項および第73条の10第4項の規定による自動車税の環境性能割および種別割の徴収のために県が発行する証紙（以下「証紙」という。）の売りさばきならびに同条例第70条第2項および第73条の10第5項に規定する証紙代金収納印の押印をする収納計器の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(証紙売りさばき人の指定等)

第2条 知事が指定する証紙売りさばきおよび収納計器取扱人（以下「証紙売りさばき人」という。）は、証紙の額面金額によつて証紙を売りさばき、および証紙の額面金額に相当する金額の支払いを受けて収納計器で証紙代金収納印を押印するものとする。

- 2 前項の証紙売りさばき人の指定を受けようとする者は、自動車税（環境性能割・種別割）証紙売りさばき人指定申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、証紙売りさばき人の指定をしたときは、その者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）ならびに証紙売りさばきおよび証紙代金収納印押印所を告示する。

(証紙売りさばき人の指定の取消等)

第3条 証紙売りさばき人が証紙の売りさばきおよび証紙代金収納印の押印を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、証紙売りさばき人が法令およびこの規則に違反したとき、または証紙売りさばき人を存続する必要がないと認めたときは、当該指定を取り消すことがある。

(証紙売りさばきおよび証紙代金収納印押印所の所在地の変更)

第4条 証紙売りさばき人が、証紙売りさばきおよび証紙代金収納印押印所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(収納計器の貸付け)

第5条 収納計器は、証紙売りさばき人に対し県が無償で貸し付けるものとする。

- 2 収納計器の設置および管理に要する費用は、当該収納計器の貸付けを受けた証紙売りさばき人の負担とする。

(証紙および始動票札の購入等)

第6条 証紙売りさばき人は、証紙を購入しようとするときは、自動車税（環境性能割・種別割）証紙売渡請求書（別記様式第2号）に証紙額面に相当する金額を添えて、知事に請求しなければならない。

- 2 証紙売りさばき人は、収納計器の始動に必要な滋賀県始動票札（別記様式第3号。以下「始動票札」という。）を購入しようとするときは、自動車税（環境性能割・種別割）始動票札交付請求書（別記様式第3号の2）に始動票札に表示された額に相当する金額を添えて、知事に請求しなければならない。

3 証紙売りさばき人は、常に証紙または始動票札を備え置き、証紙の売りさばきまたは証紙代金収納印の押印に支障のないようにしなければならない。

4 証紙売りさばき人は、使用済みの始動票札を使用済みの日の翌日までに知事に返還しなければならない。

(証紙および始動票札の受払簿)

第7条 証紙売りさばき人は、証紙受払簿(別記様式第4号)および始動票札受払簿(別記様式第5号)を備えて、証紙および始動票札の受払いの状況を明らかにしなければならない。

(証紙受払報告書および収納計器取扱状況報告書)

第8条 証紙売りさばき人は、毎月末日現在において証紙受払報告書(別記様式第6号)および収納計器取扱状況報告書(別記様式第7号)を作成し、翌月5日までに知事に提出しなければならない。

(収納計器による超過表示の禁止)

第9条 証紙売りさばき人は、始動票札に表示された額を超えて収納計器を使用してはならない。

(収納計器による過誤表示の取扱い)

第10条 証紙売りさばき人は、証紙代金収納印の過誤表示をしたときは、当該印影を過誤表示印(別記様式第8号)により判明に消印するとともに、当該印影を切り取り過誤表示記録簿(別記様式第9号)を作成し、所要事項を記録しなければならない。

(証紙および証紙代金収納印の無効)

第11条 消印された証紙または著しく汚染し、もしくはき損した証紙もしくは証紙代金収納印は、無効とする。

(証紙売りさばきおよび収納計器取扱手数料)

第12条 知事は、証紙売りさばき人に対し、証紙売りさばき人が毎年4月1日から翌年3月31日までの間に購入した証紙の額面金額および始動票札に表示された額の累計額を次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて区分し、これに当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た金額を証紙売りさばきおよび収納計器取扱手数料として交付する。

5億円以下の部分	1000分の10
5億円を超え10億円以下の部分	1000分の5
10億円を超え20億円以下の部分	1000分の4
20億円を超える部分	1000分の0.1

2 前項の手数料は、証紙売りさばき人が証紙または始動票札を購入するときに支払うものとする。

3 第1項の手数料の交付請求は、自動車税(環境性能割・種別割)証紙売りさばき手数料請求書(別記様式第10号)または自動車税(環境性能割・種別割)収納計器取扱手数料請求書(別記様式第10号の2)により請求しなければならない。

(始動票札の過誤表示金額の還付)

第13条 知事は、証紙売りさばき人が証紙代金収納印の過誤表示をした場合には、過誤表示した額に相当する金額から当該金額に相当する証紙売りさばきおよび収納計器取扱手数料の金額を差し引い

た金額を還付するものとする。

- 2 前項の過誤表示金額の還付請求は、過誤表示報告書・還付請求書（別記様式第 11 号）により請求しなければならない。

（証紙および始動票札の返還）

第 14 条 証紙および始動票札は、これを返還して現金の還付を受け、または他の証紙および始動票札との交換を請求することができない。ただし、証紙売りさばき人が指定を取り消されたとき、証紙および収納計器による徴収の方法を廃止したときその他知事が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、証紙売りさばき人は、毎年度、当該年度の 4 月 1 日において保有する証紙または未使用残高がある始動票札（当該年度の前年度に購入した証紙または始動票札に限る。次項において「証紙等」という。）を知事に返還しなければならない。

- 3 前項の規定により証紙等の返還があつたときは、知事は、返還された証紙の額面金額および始動票札の未使用残高に相当する額の合計額から、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額を差し引いた金額を還付するものとする。

(1) 証紙売りさばき人が当該証紙等を購入した年度において交付された証紙売りさばきおよび収納計器取扱手数料の合計額

(2) 証紙売りさばき人が、当該証紙等を購入した年度において売りさばいた証紙の額面金額および使用した始動票札に表示された額（未使用残高がある始動票札にあつては、表示された額から当該未使用残高に相当する額を差し引いた額）の合計額に相当する額に対して第 12 条第 1 項の規定を適用したとしたならば交付されることとなる証紙売りさばきおよび収納計器取扱手数料の金額

（証紙の売りさばきおよび収納計器の取扱いに関する質問、検査等）

第 15 条 知事は、証紙の売りさばきおよび収納計器の取扱い状況に関する調査のため必要があると認めるときは、徴税吏員をして証紙売りさばきおよび証紙代金収納印押印所に立ち入り、関係者に質問させ、または証紙、収納計器、金銭、諸帳簿類その他必要な物件を調査させることができる。この場合において、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（補則）

第 16 条 この規則に定めるもののほか、証紙、収納計器および始動票札の取扱いについては必要な事項は、知事が定める。